

和歌山県介護支援専門員実務研修 実習実施要綱

1 実習目的

介護支援専門員実務研修受講者（以下「実習生」という。）に、実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等の認識をさせることを目的とする。

2 実習の受入れ

県が介護支援専門員実務研修（以下「研修」という。）事業を委託又は指定する研修実施機関（以下「研修実施機関」という。）は、研修の一部として、実習を受け入れる事業所（以下「実習受入事業所」という。）に対し、実習の受入れを依頼し、実習受入事業所はこれを引き受けるものとする。

3 実習受入事業所の登録

- (1) 実習の受入体制を整備している事業所は、「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（第1号様式）」を県に提出することとする。
- (2) 県は、(1)を受けて登録し、「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書（第2号様式）」により通知する。
- (3) 県は、研修実施機関に登録情報を提供する。
- (4) 県は、実習受入の拒否をした実習受入事業所について登録を抹消するものとする。

4 実習受入事業所の変更・取下げ

- (1) 実習受入事業所は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更申請書（第4号様式）」により県に届け出ることとする。
- (2) 実習受入事業所は、何らかの理由により実習受入に支障が生じた場合は、速やかに「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所取下申請書（第3号様式）」により県に届け出ることとする。

5 実習生の割当て

- (1) 研修実施機関は、実習生と実習受入事業所との割当ての調整を行い、「和歌山県介護支援専門員実務研修実習生受入依頼書（第5号様式）」により、実習受入事業所へ受入を依頼し、依頼を受けた事業所は、原則として実習生を受け入れるものとする。
- (2) 研修実施機関は、「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入事業所決

定通知（第6号様式）」により、実習受入事業所を実習生に通知し、実習生は、原則として当該通知のあった実習受入事業所で実習を行うものとする。

なお、やむを得ない事情により、実習受入事業所の変更を希望する場合は、その理由を記載した書面を速やかに研修実施機関に提出（様式は任意）するとともに、実習受入事業所の変更については研修実施機関の指示に従うものとする。

(3) 実習生は、「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入依頼書（第7号様式）」により、実習受入事業所へ受入を依頼する。

(4) 実習受入事業所は、受入れを承諾する場合は、「和歌山県介護支援専門員実務研修実習受入承諾書（第8号様式）」を実習生に交付する。

(5) 実習生は、実習を受けるにあたり、「和歌山県介護支援専門員実務研修実習誓約書（第9号様式）」を研修実施機関に提出する。

6 実習内容等

(1) 実習期間は、前期研修と後期研修の間の概ね3日間程度（18時間以上）とする。

(2) 実習場所は、原則として実習受入事業所等とし、必要に応じて実習受入事業所が決定する。

(3) 実習内容については、介護支援専門員実務研修実施要綱（平成26年7月4日付け老発0704第2号厚生労働省老健局長通知）による。

なお、具体的な実習内容については、実習受入事業所と研修実施機関が協議の上、決定するものとする。

7 実習指導者

実習指導は、あらかじめ実習受入事業所が県に示した実習指導者が責任者として指導する。

なお、実習指導者は、原則、主任介護支援専門員とする。

8 事故等の責任

研修実施機関は、実習受入れにあたり、賠償責任保険に加入するものとする。

9 緊急時の対応

実習受入事業所は、実習中の事故、病気、天災等緊急の事態が発生した時は、研修実施機関に連絡するものとする。但し、やむを得ない事情により実習受入事業所が研修実施機関に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに研修実施機関に連絡するものとする。

10 実習協力者（訪問する利用者等）への説明と同意

実習受入事業所は、実習協力者に対して、実習の目的や内容、期間等についての説明を適切に行い、同意を得るものとする。

11 実習受入の中止、変更

やむを得ない事情で、実習を中止若しくは変更する場合は、実習受入事業所と研修実施機関が協議の上、実習受入れの中止若しくは変更を行うことができる。

12 実習報告

実習受入事業所は、実習終了後、速やかに「介護支援専門員実務研修報告書兼評価書（第10号様式）」を研修実施機関へ提出するものとする。

13 実習受入れ証明の発行

研修実施機関は、「介護支援専門員実務研修報告書兼評価書（第10号様式）」の提出を受けた実習受入事業所に対して、実習受入証明を発行する。

14 特定事業所加算算定業務のための情報提供

県は、特定事業所加算算定業務のため、当該実習受入事業所を管轄する市町村の事業者指導担当課等へ登録及び実習受入状況について情報提供する。

15 その他

実習の履行に際し、特に定めのない事項の取扱い及び解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、実習受入事業所と研修実施機関が協議するものとする。

附則

この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。